

第 9 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35</p>

条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規

条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合

定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2

には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額，租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約

の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と

適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と

区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項

区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項

に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては，当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給

に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては，当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は，第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

与等の収入額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り,年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい,給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては,地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主,賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主,賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。））」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める

所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

3 [略]

（平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。））」とあるのは、「（平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める

額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。）とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定するひとり親である一般被保険者（次号に該当する者を除く。）

26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号の障害者、寡婦又はひとり親に該当する一般被保険者 92万円

5, 6 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和3年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1), (2) [略]

額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。）とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫である一般被保険者（次号に該当する者を除く。）

26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号の障害者、寡婦又は寡夫に該当する一般被保険者 92万円

5, 6 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和2年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1), (2) [略]

8 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。
(1), (2) [略]

10 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和3年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超え

8 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和2年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。
(1), (2) [略]

10 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和2年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超え

<p>る場合にあつては，第 1 号に規定する額) とする。</p> <p>(1)，(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>	<p>る場合にあつては，第 1 号に規定する額) とする。</p> <p>(1)，(2) [略]</p> <p>12 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は，令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し，令和 2 年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。